

林弘法律事務所

山 中 理 司 様

令和3年10月25日付け法務省司司第658号において開示決定をした
下記行政文書について、写しを送付します。

記

司法試験制度改革の基本構想—より多くの者がより短期間に合格し得る試
験を実現するために—

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

電話 03-3580-4111 (内線5922)

司法試験制度改革の基本構想

——より多くの者がより短期間に合格し得る
試験を実現するために——

この資料は、最高裁判所、法務省及び日本
弁護士連合会で構成される法曹三者協議会
において、司法試験制度の改革を議題とす
る第11回（平成元年11月20日）の協議の席上、
法務省から提出された「司法試験制度改革の
基本構想」とその説明資料である。

平成元年11月

目 次

司法試験制度改革の基本構想 1

「司法試験制度改革の基本構想」について 3

関 係 資 料

[資料 1] 短答式試験の受験回数別・得点別人数分布(平成元年度)[折れ線グラフ]	13
[資料 2] 論文式試験の受験回数別・得点別人数分布(平成元年度)[折れ線グラフ]	14
[資料 3] 平成元年度短答式試験受験者の受験回数別平均得点[棒グラフ]	15
[資料 4] 平成元年度論文式試験受験者の受験回数別平均得点[棒グラフ]	16
[資料 5 -①] 司法試験合格者の受験回数別構成比等の推移	17
[資料 5 -②] 司法試験合格者の受験回数別構成比と平均受験回数[棒グラフ]	18
[資料 6 -①] 繼続受験者の受験回数別・年齢別断念状況	19
[資料 6 -②] 繼続受験者の受験回数別・年齢別断念状況(論文式試験1500番程度以内)[折れ線グラフ][棒グラフ]	20
[資料 7] 合格者200人増だけを実施した場合の将来予測	21
[資料 8] 受験回数制限又は合格枠制を実施した場合の年齢別・受験回数別合格者(昭和63年度論文式試験による試算)	22
[資料 9 -①] 合格枠制[丙案]による昭和61年度制限枠想定合格者(同年度不合格者)のその後の合格・断念等の動向[棒グラフ]	23
[資料 9 -②] 合格枠制[丙案]による昭和61年度制限枠想定合格者(年齢階層別)のその後の合格・断念等の動向(構成比)[棒グラフ]	24

司法試験制度改革の基本構想

平成元年11月20日
法務省

法曹三者それぞれに優れた人材を十分に確保し、これを通じて国民に対して、量的にも、質的にも一層充実した法的サービスを提供し、国民の法曹三者に対する負託と信頼に応え得るものとするため、司法試験制度に関し、当面緊急に以下の改革を行う。

第1 改革の基本的方向

現行の司法試験に比べて、より多くの者がより短期間に合格し得る試験とする。

第2 改革の具体的な内容

1 制度上の改革

(1) 司法試験第二次試験について、下記の各案のいずれかを実施する。

- [甲] a 司法試験第二次試験は、初めて受験した年から5年以内に限って受験することができる。ただし、上記制限期間内の最後の試験において筆記試験に合格し、口述試験で不合格となった者は、更に次回の口述試験に限り受験することができる。
- b 上記制限の範囲内において不合格となった者は、最後に不合格となった試験の年から5年間経過すれば、再度上記aと同様の制限の範囲内で受験することができる。

[乙] 論文式試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の合格者数の100分の80以上に相当する数（最終合格者数約560人）を初回受験から5年以内の受験者から決定し、その余の合格者（同約140人）は初回受験から6年以上の受験者から決定することとする。ただし、後者の合格最低点は前者の合格最低点を下回ることができないものとする。

[丙] 論文式試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の全受験者からその者の受験回数にかかわらず全合格者数の100分の70に相当する数（最終合格者数約500人）の合格者を決定し、その余の合格者（同約200人）を初

回受験から3年以内の受験者から決定することとする。

(なお、上記各案の基準となる受験歴は、当然のことながら新制度実施前のものは対象とならない。)

(2) 教養選択科目を廃止する。

2 合格者数

上記1(1)の改革に伴い最終合格者の数を700人程度に増加させるものとする。

3 運用上の措置

上記改革に伴い、運用上所要の措置として、例えば、短答式試験の成績通知等を実施する。

第3 繼続的検討事項等

- 1 司法試験と大学における法学教育をよりよく結びつけるため、例えば、受験実績に基づく大学推薦制等の方策につき、検討を継続する。
- 2 この改革の効果が明らかとなった段階で、これを検証しつつ、将来の改革の要否について更に関係者間で協議を行うこととする。

「司法試験制度改革の基本構想」について

1 検討の経緯

司法試験改革問題は、昨年12月の法曹三者協議において正式議題として取り上げられて以来、ほぼ1年間にわたって、これに関する協議が行われてきた。その結果、法曹三者の間で、問題のとらえ方あるいはその評価に関して、なお若干の相違も存するものの、現行の司法試験制度の在り方に問題があり、何らかの改革を要するとする点では、ほぼ認識が共通になりつつあると考えられる。この段階で本件議題の提案者である法務省が、これまでの協議の結果等を踏まえて、基本的にどのような改革を望ましいと考えているのかを明らかにすることは、司法試験の現状と問題点に関する三者の認識を更に深めつつ、具体的改革案に関する合意を形成するために必要不可欠のことであると考え、この「司法試験制度改革の基本構想」を明らかにすることとした。

2 「改革の基本的方向」について

司法試験の現状の最大の特徴は、その合格者数が近年おおむね500人前後に限られている中で、その数をはるかに上回る多数の優れた資質を有する受験生が存在し、これらの受験生が受験回数を重ねるに従って優秀な成績を得るようになるために、比較的少�数回の受験者のほとんどが上位500人程度の成績に達することができず、そのために受験の継続を断念するか、合格するまでに更に多数回の受験を余儀なくされているということにある（資料1ないし6）。これら受験者の相当数は、現実の合格ラインに達する以前に、既に法曹実務家としての修習を開始するに足りるだけの能力を備えるに至っていると考えられるのであって、いわば不必要に長期間の受験準備を余儀なくされているのである。こうした受験勉強期間の長期化が法曹の後継者確保という観点から見て種々の弊害を生じていることは、既に三者協議会の提案理由で詳細に説明したところである。

我が国における法曹養成制度の在るべき姿という観点から司法試験制度を見れば、中・長期的に検討すべき改革の議題は、数多く存すると考えられるが、上述の問題点は、当面緊急に解決すべきものであり、今回の司法試験改革においては、この問題点を解決することを主たる目的とするべきものと考える。したがって、改革の基本的な内容は、現状に比べてより多くの者がより短期間に合格し得る司法試験制度とすることとなるべきである。

3 運用改善

司法試験の上記のような問題に対して、これまで法務省は、司法試験制度の運用を改善することによって対処しようとしてきた。その基本的な指針は、昭和33年の法改正によって新設された司法試験法第6条第5項の規定であり、具体的には、短答式試験合格者の増加、短答式及び論文式の出題内容・出題形式の改善、不合格者に対する成績通知等の措置がとられてきた。司法試験の運用については、なおこれを多少変更する余地がないわけではないが、これまでの制度運用の経験からして、司法試験の現状を抜本的に改善するような運用上の方策をとることはできないと考えられる。例えば、仮に出題内容の変更によって上記2記載のような現状の問題点を解決しようとすれば、それは要するに、長期受験者に不利益に作用する方策を制度の枠組を変えることなく行うということに他ならず、その意味で相当性に疑問が生じるものとなるのみならず、長期間受験準備を続ける者ほど不利となるような出題をすることは、およそ不可能であると考えられるのである。

4 合格数の増加

次に、司法試験の合格者の増加について検討すると、以下の理由により、現在の試験制度の問題点を合格者の増加だけによって解決することはできないと考えられる。

第一に、現行制度発足以来の制度運用の経緯からして、司法試験合格者のほぼ全員が司法修習生となり、その後、裁判官、検察官、弁護士となることが予定されているために、司法試験合格者の数は、司法修習体制及び法曹に対する現実の需要と無関係に決定することができない。このうち、司法修習体制は、極めて現実的かつ直接的な問題であるが、現行の司法修習体制は、1年間の司法試験合格者数がおおむね500人前後であることを前提としている。この「司法修習体制」とは、単に司法研修所の収容能力だけの問題ではなく、各地における実務修習の受け入れ態勢や修習の質の問題をも含むものである。こうした意味における現行司法修習体制の基本を維持しつつ、その受け入れ体制を拡大するとした場合、その数は、当面最大700人程度であるとするのが、関係者のほぼ一致した意見である。これを大幅に超える司法試験合格者を生み出すことが法曹に対する現実の需要との関係で望ましいことであるか否かは、種々論議のあるところであるが、仮にそれが望ましいとすれば、それを実現するために、現行司法修習体制の基本的枠組の再検討が不可避の課題となるのである。こうした改革の是非は、今後引き続き慎重に検討されるべきものであって、三者協議会におけるこれまでの論議の経緯等にかん

がみると、今直ちに合格者の極めて大幅な増加と司法修習体制の見直しを行うことについて、関係者の合意が得られる可能性は、極めて乏しいと考えられる。

したがって、今回の改革において合格者を増加することが望ましいとしても、その数は、現在に比べて 200 人程度の増加にとどまらざるを得ないのである。

次に、制度改革を何ら行わないで、単に合格者を 200 人程度増加させることについて検討すると、その効果は、全体としての司法試験合格者を見た場合には、より多くの者がより短期間に合格するようにはならず、むしろ現状以上に、全合格者の中に占める少数回受験者の割合が減少し、合格者の平均年齢も上昇することが予測されるのである（資料 7）。これは、現状においても、合格点直下に存在する長期受験者の数が 200 人をはるかに上回る（例えば、論文式試験の合格点直下 500 番以内の年齢構成及び受験回数の構成は、合格者の年齢・受験回数の構成に比して、高年齢者・多数回受験者の比率が更に高い。）ものであることに加え、合格者の増加によって、新規受験者が相当数増加すると予想されるところ、こうした新規受験者の増加は、ごく短期的には、合格者の年齢・受験回数の構成を引き下げる方向に作用する可能性もあるが、間もなく、これら新規受験者の多数が長期受験者として受験戦線に滞留することとなり、受験競争を現在に比べて更に激化させることとなるからである。このような問題を生じさせないためには、合格者の数を当面少なくとも千数百人ないし 2,000 人程度に増加させる必要があると考えられるが、こうした大幅な増加が不可能であることは、前述のとおりである。

このように、単に合格者を 200 人程度増加させることは、司法試験受験競争を更に激化させることとなって、今回の改革の基本的方向に逆行することとなるのであり、また、このことは、比較的任官確率の低い多数回受験者・高年齢者が合格者の中に占める比率が現在以上に高くなることを意味するのであって、法曹三者にバランス良く人材を確保するための制度という司法試験本来の姿から、更に遠のくこととなるのである。

5 受験回数制限又は合格枠制と合格者数の増加

法務省は、以上の基本的な認識に基づき、今回の改革は、受験資格又は合否判定に受験回数を何らかの形で考慮する制度を導入し、これと併せて合格者数を 700 人程度にまで増加させることを主たる柱とする必要があると考える。

この場合の受験回数は、当然のことながら、新制度が実施される以前のものは対象外となるのであり、以下は、制度が出来上がった後の姿について説明するものである。また、現に受験をしている者に対して、新制度が何ら不利益をもたらさないものであるこ

とも、以下に述べるとおりである。

(1) 受験回数制限と合格者数の増加

受験回数制限は、一定回数以上不合格となった者の受験資格を否定する制度であるが、すべての者に等しく一定回数の受験を認めるものであり、この点において年齢制限と根本的に異なるものであって、司法試験が基本的に資格試験であるとする諸外国においても、多くその例を見る制度である。我が国においては、これまでのところ、国家試験制度にはその例を見ないものであり、また、司法試験の合格率が最近では2パーセント前後と極めて低いものであるため、これを導入することによって、試験が更に過酷なものになるのではないかとの懸念を表明する者もある。しかし、受験回数を合理的な範囲内に制限するとともに、合格者数をある程度増加させることは、現在の司法試験制度の問題点を最も確実に、かつ適切に解決する方策であって、まさに、より多くの者がより短期間に合格し得る試験制度を実現することができるるのである。すなわち、合格者の数を相当数増加させることによって、全体としての合格可能性を拡大しつつ、受験回数を上記合格者数増加の程度との関係で合理的な範囲内に制限すれば、現行制度の下において合格し得る者の大多数がより短期間に合格し得るようになるとともに、長期受験者が生まれなくなることによって、少數回の受験による合格の可能性が高まり、これによって、従来は短期間の受験で合格することができずに受験の継続を断念していた者、又はあまりの合格難ゆえに当初から受験を断念していた者のうち、法曹にふさわしい資質を有する者の多くが合格してくることが期待されるのである。この制度は、すべての者が一定の受験回数の範囲内に平等の条件でその力を競い合うものであり、また、その範囲内における競争は、法曹適格者を選抜する試験である以上、当然に相当高度な水準は維持されるが、現在に比べれば相当緩和されたものとなると考えられるのである。

この受験回数制限は、種々の態様が考えられるが、本基本構想で提示した内容（甲案）は、合格者数が700人程度となることを前提として、基本となる受験回数を連續5回以内とするものである。本来は3回程度で合格する試験にするべきであるとの意見も相当有力ではあるが、当面急激な変化を避ける趣旨から、比較的緩やかな回数制限とすることとした。司法試験の状態が特に悪化したのは、昭和50年代以降であるが、司法試験合格者数が500人を超えた昭和39年以降、同51年までを見ると、合格者中の5回以内受験者の割合は、約75パーセント以上、約83パーセント以内であったのであ

り(資料5-①, ②), 合格者数がこれに比べて約4割増加することを考慮すれば、通常の合格可能性という観点からも見ても十分に合理性のある回数であると考えられる。

しかしながら、ごく例外的には、この緩やかな回数制限によってもなお不都合が生じる場合もあり得ることを考慮して、この原則5回の制限に対して救済措置を設けることとした。

その案が、最終の不合格時から5年間を経過すれば、再び同様の条件で受験することを認めるとしている。これは、1回ないし数回の受験の後、他の道に転進し、更に将来、再び法曹を目指そうとする人々に配慮した措置であり、法曹界としても、こうした多様な経歴を持つ人々をより積極的に迎え入れることが望ましいと考えられるからである。他方、この再受験の機会は、5回の受験に失敗した後、引き続き受験準備に専念する者にも開かれているので、初回受験から通算15年にわたり受験生活を続ける可能性が残されているわけであるが、こうした人達にも5年間という一つの区切りを設けることによって、将来の進路選択を考慮する一つの重要な機会を提供することになると考えられる。

受験回数制限に対しては、これによって「受験の手びかえ」が行われ、合格者の年齢がかえって上昇するおそれがあるのではないかとの指摘がなされることがある。しかし、現在一部の学生が、早期合格の準備のために、大学における法学教育が開始されて間もない時期あるいは開始される前から司法試験を受験しているが、これは法曹養成制度全体の中における大学の法学教育の役割という観点から見れば望ましいことではなく、こうした者が大学卒業年次に至って初めて受験するようになることは、むしろ正常な姿であると言えよう。また、それ以上に、大学卒業後も第一回の受験をすることなく受験準備にのみ専念する者が大量に生じるとは考えがたい。すなわち、能力のある大多数の受験生は、原則5年間5回の受験機会が自己の能力を試すのに十分な期間であると考えるはずであるからである。

次に、受験回数制限に対しては、受験資格のはく奪という内容が過酷である旨の批判もなされる。しかし、試験制度の真の過酷さは、合格の難易によるものであり、この制度を導入する結果として、より多くの者にとって合格が容易になるのであれば、それは過酷さを緩和する改革なのである、「受験可能性」のみを基準にして制度の過酷さを論じることは相当ではない。更に、この基本構想が提示する考えは、いわゆる受験回数制限の一態様ではあるものの、継続して長期間受験することを希望する者に

とっては、上記のとおり、極めて長期間に及ぶ受験が可能となるのであるから、受験資格の永久はく奪による過酷さは、ほとんどないと言えるのである。

なお、受験回数制限の基礎となる受験回数は、当然のことながら、司法試験法の改正が行われる以前の受験は算入されないのであり、他方、合格者数の増加が、その算定を始める年の司法試験から実施されることになれば、法改正後、最初の5年間は、すべての者が受験可能であり、かつ、合格者は増加するのであって、その意味において、合格者増が5年間先行する形となるのであるから、現在既に受験している人達にとっては、かなり有利な結果になると考えられる。

(2) 合格枠制と合格者増

以上のとおり法務省としては、受験回数制限と合格者増を組み合わせることが、最も確実かつ適切に、より多くの者をより短期間に合格させる方策であると考えるが、今回の改革は、緊急に必ず実現する必要のある改革であり、他方、関係者の方の合意が得られなければ実現することのできない改革でもあるため、以上の案の基本的なねらいを実現しつつ、制度の現状を変更する程度が少ない案をこれと選択的に提示することとした。

その第一（乙案）は、5回以内の受験による合格を原則としつつ、それ以上の受験者についてもその受験資格をはく奪することなく、全合格者中の限られた割合について合格を認めようというものである。この制度は、長期間受験を継続する者にその受験と合格の機会を保障するとともに、その合格の割合を一定の範囲に限ることにより、比較的少数回の受験者が合格することを原則的な姿として保障しようとするものである。もとより、5回以内受験者もその他の者も全く同一条件で同一の試験を行い、単に合否決定において、それぞれの割合が限られるだけであって、合格の効果も当然のことながら全く同一である。この場合、6回以上の受験者の合格者数は、全合格者数の2割（5回以内受験者の合格者数の4分の1）以内とした。これは、前記のとおり、過去の合格者中の5回以内受験者の割合が75パーセント以上であったことと合格者数が約4割増加することを考慮すれば、少なくとも5回以内受験者が80パーセント以上となることが望ましい制度の姿であると考えられるからである。ただし、6回以上受験を継続した者の合格最低点が5回以内の者のそれを下回ることは、制度的に不合理であるので、6回以上受験者の合格を全体の2割とした場合の合格最低点が5回以内の者のそれを下回ることとなるような年度においては、それが少なくとも等しくなる

まで、6回以上受験者の合格割合をその時に限り少なくすることとした。

この案は、すべての者が等しく5回以内の受験・合格の機会を与えられ、その範囲内で不合格となれば、更に一定の範囲内で等しく受験・合格の機会が保障されるものである。これにより、すべての受験者にとって、5回以内に合格する可能性が現状よりも大幅に増大することは当然であるが、そのことは、現状であれば6回以上受験によって合格する者の相当数が5回以内受験で合格し、受験競争から離脱することを意味するのであるから、6回以上受験者の群は、現状とは相当異なったものになると考えられる。

第二（丙案）は、5回以内受験を原則とする考え方をとらず、逆に現在の合格者数程度の数については、現在と同様に何ら受験回数を考慮せずに合否を決定し、増加する数程度の合格者数については、これを受験回数3回以内の者のうちから決定することとするものである。

この制度は、現在の司法試験の問題点を、長期受験者をなくし、あるいはその合格し得る枠を限定することによってではなく、合格者中の比較的少ない割合を少数回受験者のために確保することによって解決しようとするものである。その場合の基準となる受験回数は、上記(1)の各案よりも少ないのでなければ現状の問題点はほとんど解決されないこととなるが、これを3回とした趣旨は、合格者の受験回数別データが存在する昭和34年以降同48年までは、合格者の半数以上又はそれに近い者が3回以内の受験者であった。すなわち、過去においては、3回以内に合格することが通常の姿であったこと（資料5-①、②）、比較的成績上位の不合格者が受験を断念する率は、3回以内受験者が特に高いこと（資料6-①、②）、及びこれらの受験者は、相対的競争力においては4回以上の受験者に凌駕されていること（資料3、4）等を考慮したものである。また、現在の司法試験のデータを検討すると、3回以内受験の不合格者中この制度で合格することとなる約200人のうち、現に不合格となった後も受験を継続した者は、その大多数がその後、比較的短期間のうちに現実に合格しているのであり（資料9-①、②）、これらの者を合格させることは、その能力からして何ら問題がないものと考えられる。これらの者の合格可能性を高めることにより、司法試験の魅力を高め、多数の有為の人材を新たに法曹界に引きつけることができるようになると考えられる。

この案は、すべての受験生が平等に当初3回は現在よりも相当拡大された合格の可

能性を与えられ、その範囲内で不合格となった場合には、更に少なくとも現在と同程度の合格可能性を残そうとするものであるが、現状であれば4回以上の受験で合格する受験者の相当多くが3回以内の合格によって受験競争から離脱すると考えられるので、4回以上受験者の合格可能性は、現在よりも高まるものと期待されるのである。

なお、司法試験の合否判定は完全匿名方式で行われているので、3回以内受験による合格者のうち特定の個人がいずれの枠によって合格したかということは、考査委員にも明らかとならないのであるから、対外的にはもちろん、本人にとっても、全く知り得ない事実であって、いわば合格者決定の過程における一時的な区別にとどまるのである。

上記二つの案は、現行制度に比べてできる限り緩やかな改革にとどめることにより、できる限り多数の関係者の賛同を得ることが期待し得る反面、長期継続受験者の合格可能性を現在と同様に認めるものとなるため、激しい受験競争を完全に解消することにはならないが、一定回数以内の者の合格可能性を拡大することによって、逆にそれ以上の受験を継続するか否かの判断をする機会を提供することともなるのである。

(上記各案が実施された場合の合格者構成の試算につき資料8)

6 教養選択科目の廃止

教養選択科目は、昭和33年の法改正によって新たに設けられた試験科目であり、法曹となろうとする者が法律学の知識のみならず一般教養の分野においても十分な素養を有していることを求めるものであって、その趣旨は、現在においても同様に実現される必要がある。しかしながら、最近における司法試験の異常な競争状況にかんがみると、法曹となろうとする者が教養を身につけることを保障する方策は、現行の第一次試験のほかに、一つの教養科目を第二次試験の試験科目として選択させることによってではなく、むしろ可能な限り受験生の負担を軽減し、これによって自ら幅広い教養を身につける機会を拡大させることであると考えられる。

法曹となろうとする者が修得することが望ましい学識は何かという観点から見れば、教養選択科目がその一つであるのみならず、多くの法律科目もまたそうであり、特に民事訴訟法と刑事訴訟法の両者はいずれも必須科目とするべきであるとの意見も有力に主張されている。しかし、今回の改革は、現在の司法試験の異常な姿を改めるためのものであり、科目については、受験生の負担を軽減する改革のみにとどめ、それ以上の科目の変更（特にその増加）の可否は、今回の改革の成果が現れた後に検討されるべきもの

と考える。

7 運用上の改善

司法試験の運用に関しては、上記3のとおり、従来最大限の努力を傾注してきたところであり、これによって制度の現状を改善することはできないものと考えられるが、今回の改革が実現することとなった場合には、それに伴って制度の運用面において更に工夫を加えなければならないと考えられる。例えば、受験回数が受験資格又は合否判定に何らかの形で考慮されることとなれば、受験生がその成績を正確に認識する必要性が現在以上に高くなると考えられるので、短答式試験の成績についても、これを何らかの形で本人に通知する方策を検討する必要があり、また、合格者の増加に伴う口述試験の実施方法、受験生の負担をできる限り軽減するための措置等も十分に検討する必要があると考えられる。

8 繼続的検討事項

(1) 司法試験の現状が、大学における法学教育と司法試験の関係にも深刻な問題を生じさせていることも、「提案理由」において詳述したところである。今回の改革によって異常な合格難が緩和されることになれば、この問題もある程度は緩和されることとなろうが、全体としての法曹養成の過程において、大学における法学教育が十分な役割を果たすべきことは、それ自体として独立した課題であるので、司法試験と大学における法学教育をより緊密に結びつけるための直接的な方策が検討された。その一つが、いわゆる大学推薦制であり、その具体的な方法としては、例えば、各大学の在学生又はその出身者が過去に何人司法試験を受験しているか、という受験実績を基礎として、各大学が最大30人程度の者を推薦することとし、その者につき、短答式試験を免除する方法が考えられる。しかし、こうした方策は、大多数の大学においてそうした推薦を行う態勢が整っていることが前提条件となるのであり、また、大学における法曹養成のための法学教育の在り方を中・長期的に見通す必要があるので、今回の改革においては具体的改革案としないこととし、引き続き前向きに、大学関係者をはじめとする関係諸機関と十分な意見の交換をしつつ、時間をかけて検討を続けることとした。

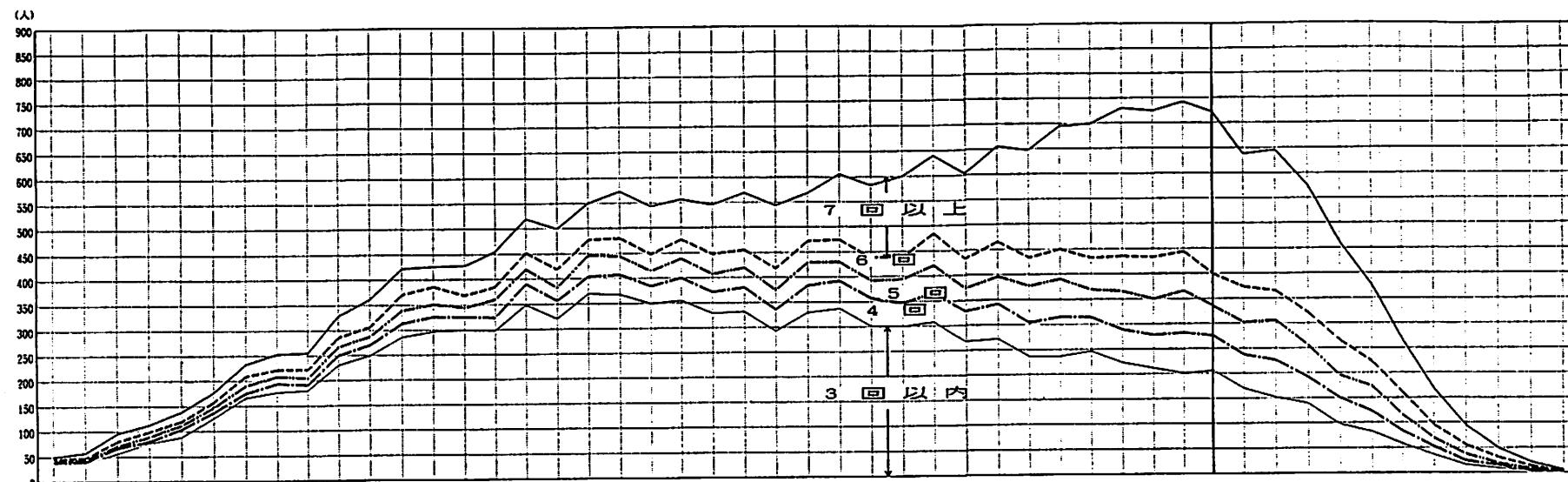
(2) 今回の改革案は、司法試験に関する過去の膨大なデータの分析とその影響に関する慎重な検討の結果として出されたものであり、これが所期の目的を達成するであろうことは疑いがない。しかし、改革の結果として受験者・合格者がどのように変化する

か、あるいは合格者の変化が法曹三者にどのような影響を与えるか等は、事実に基づいて検証すべき重要な問題であり、また、これを実施した結果、細部において改善を要する点が出ることもあり得るので、今回の改革の効果が明らかとなった時点において、改革の是非を検証し、更に改善の余地がある場合には、その方策を十分に検討することとしたい。

9 合意形成のために

法務省は、今回の司法試験改革が法曹三者をはじめとする関係者の基本的な合意の下に実現されることが法曹の将来にとって極めて重要であると認識しているところであり、この基本構想の重要な部分を選択的に提示したのも、それが関係者の合意形成のために最も望ましいと考えたからである。また、その案の内容は、これまで長期間にわたって多数の人々から直接、間接に法務省に寄せられた意見を実現可能な範囲内で最大限に取り入れたものである。関係各位が、この基本構想を十分に検討され、それを通して、司法試験の現状を早急に改善する方策に関する基本的な合意が形成されることを期待するものである。

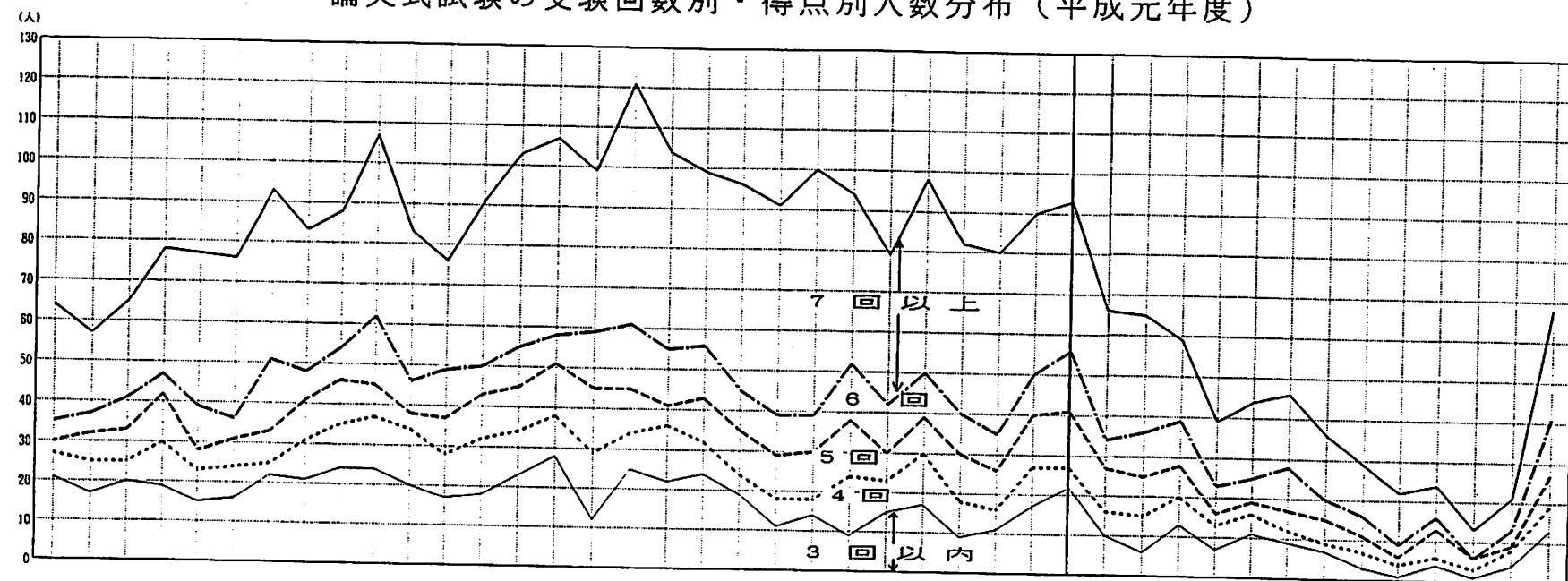
短答式試験の受験回数別・得点別人数分布（平成元年度）



-13-

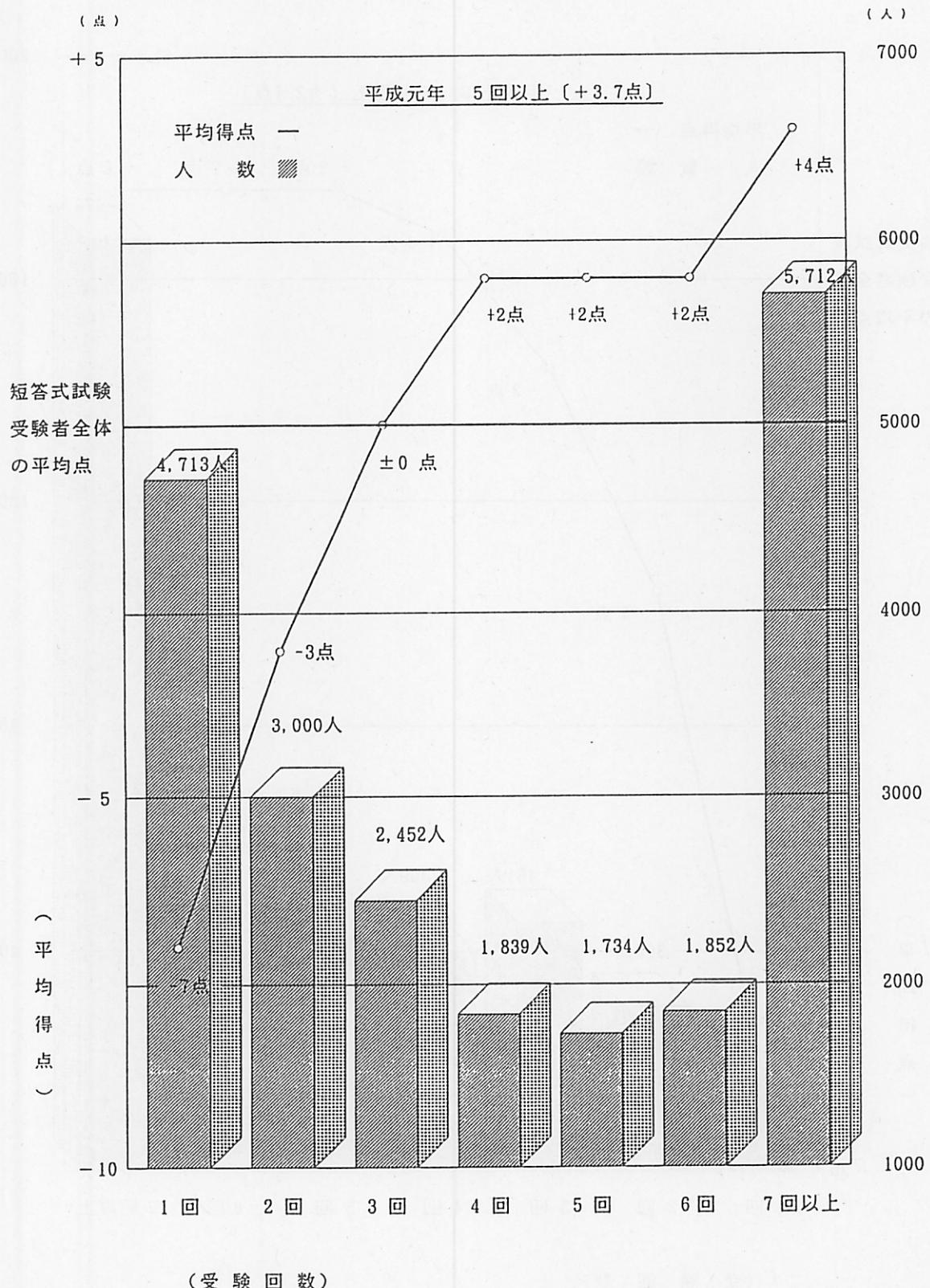
得点	-37	-35	-33	-31	-29	-27	-25	-23	-21	-19	-17	-15	-13	-11	-9	-7	合計点	-5	-3	-1	+1	+3	+5	+7	+9	+11																							
7回以上	5	10	16	14	19	24	31	33	42	55	52	40	59	70	67	81	73	93	95	80	98	114	125	95	132	145	162	155	171	190	214	245	267	295	291	298	322	364	280	254	195	153	105	73	39	19	7	4	
累計	5694	5689	5679	5663	5649	5630	5611	5587	5565	5523	5481	5426	5374	5334	5275	5205	5138	5057	4984	4981	4795	4716	4618	4504	4378	4282	4150	4005	3843	3838	3517	3327	3113	2868	2601	2305	2115	1777	1395	1131	851	597	401	248	142	69	30	11	4
6回	5	4	9	10	8	11	19	14	17	19	19	31	35	24	25	33	35	31	35	34	38	40	35	43	43	44	45	44	64	59	69	56	60	63	70	83	78	64	71	59	66	70	50	45	28	18	11	6	0
累計	1842	1837	1833	1824	1814	1806	1795	1776	1762	1745	1726	1707	1678	1641	1617	1592	1569	1523	1492	1456	1422	1384	1344	1308	1265	1222	1178	1132	1088	1024	985	886	840	780	717	647	584	485	422	351	292	226	156	106	61	35	17	6	0
5回	2	3	5	9	8	10	15	14	14	17	17	28	25	19	35	29	26	42	37	30	39	35	39	39	46	38	35	48	55	46	54	73	75	55	76	72	84	59	65	80	64	45	50	33	17	13	4	4	0
累計	1728	1726	1723	1718	1709	1701	1691	1676	1662	1648	1631	1614	1588	1553	1544	1506	1479	1453	1411	1374	1344	1305	1269	1220	1191	1145	1107	1072	1024	999	923	889	786	721	689	593	518	434	375	310	230	166	121	71	38	21	8	4	0
4回	2	3	10	4	15	11	9	17	11	20	21	27	29	25	28	41	38	34	39	34	45	42	48	43	54	55	56	46	58	60	70	68	79	68	66	66	81	70	67	74	52	53	41	25	16	8	6	1	1
累計	1834	1832	1829	1819	1815	1800	1789	1760	1763	1752	1732	1711	1684	1655	1629	1603	1582	1526	1492	1453	1419	1374	1332	1284	1241	1187	1132	1076	1030	972	912	842	774	655	627	551	495	414	344	277	203	151	98	57	32	16	8	2	1
3回以内	36	37	55	76	88	126	165	177	180	230	249	285	297	299	288	349	320	370	369	350	355	329	332	292	329	337	301	300	308	268	212	236	236	246	223	212	201	205	170	152	139	97	82	58	38	16	9	3	1
累計	10104	10068	10031	9975	9899	9811	9865	9519	9342	9182	8932	8833	8397	8100	7801	7503	7154	6834	6464	6055	5746	5391	5082	4730	4438	4109	3772	3471	3171	2863	2355	2233	2087	1851	1605	1382	1170	989	783	593	441	302	205	123	65	29	13	4	1
累計	21202	21152	21085	20999	20886	20748	20571	20338	20085	19830	19502	19141	18719	18233	17866	17411	16892	16393	15843	15270	14727	14170	13625	13056	12513	11945	11339	10756	10155	9516	8912	8257	7610	6915	6216	5486	4762	4020	3299	2652	2017	1442	981	605	338	170	76	27	6

論文式試験の受験回数別・得点別人数分布（平成元年度）



総得点	-28	-25	-22	-20	-18	-15	-12	-10	-8	-5	合格点	+5	+10	+15以上	
7回以上	29	20	24	31	38	40	42	35	34	45	37	27	41	48	62
累計	1413	1384	1364	1340	1309	1271	1231	1189	1154	1120	1075	1038	1011	970	922
6回	5	5	8	5	11	5	18	7	8	17	8	12	7	10	7
累計	387	332	377	368	361	353	348	330	323	315	298	290	278	271	261
5回	3	7	8	12	5	7	8	10	11	8	4	9	11	11	13
累計	349	346	339	331	319	314	307	299	289	278	270	266	257	246	235
4回	6	8	5	11	8	8	3	10	11	13	14	11	10	17	9
累計	330	324	316	311	300	292	284	291	271	260	247	233	222	208	197
3回以内	21	17	20	19	15	16	22	21	24	24	20	17	18	23	28
累計	627	606	589	569	550	535	519	497	476	452	428	408	391	373	350
累計	3106	3042	2965	2920	2842	2765	2589	2566	2513	2425	2318	2235	2159	2068	1955

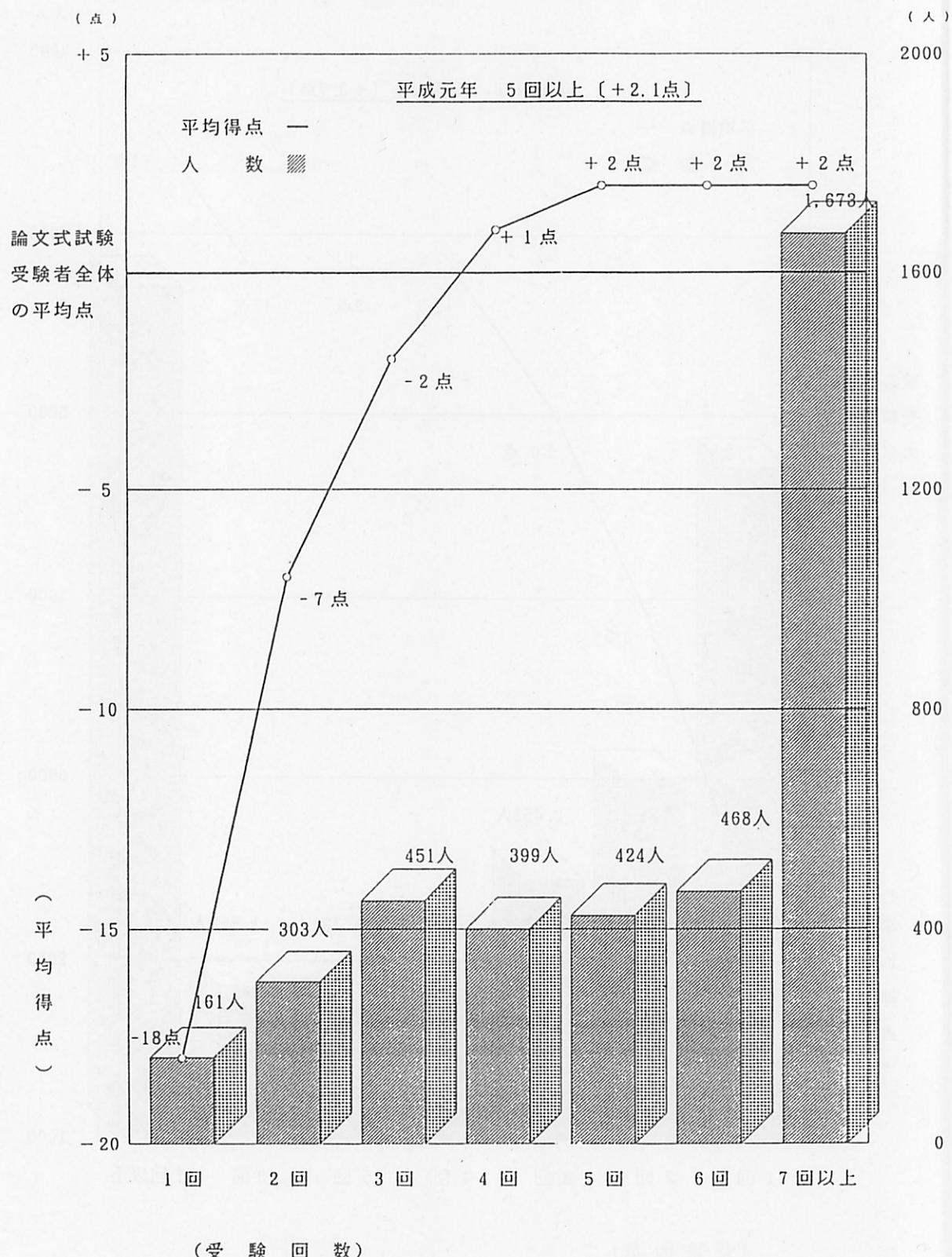
平成元年度短答式試験受験者の受験回数別平均得点



(注) 1 受験回数ごとの平均得点は、受験者全体の平均点との差で示した。

2 人数は、受験回数ごとの受験者数である。

平成元年度論文式試験受験者の受験回数別平均得点



（注）1 受験回数ごとの平均得点は、受験者全体の平均点との差で示した。

2 人数は、受験回数ごとの受験者数である。

司 法 試 験 合 格 者 の 受 験 回 数 別 構 成 上 等 の 推 移

合格年次 受験回数	昭34年度		昭35年度		昭36年度		昭37年度		昭38年度		昭39年度		昭40年度		昭41年度		昭42年度		昭43年度		昭44年度		昭45年度		昭46年度		昭47年度			
	合格者	比率																												
3回以内	182	57.1	183	53.0	197	51.8	207	45.1	221	44.6	229	45.1	278	52.9	300	54.2	282	52.5	283	53.9	228	45.5	255	50.3	289	54.2	264	49.2	282	52.5
5回以内	275	86.2	293	84.9	313	82.4	357	77.8	368	74.2	386	76.0	418	79.5	438	79.1	421	78.4	425	81.0	378	75.4	405	79.9	443	83.1	424	79.0	445	82.9
6回以上	44	13.8	52	15.1	67	17.6	102	22.2	128	25.8	122	24.0	108	20.5	116	20.9	116	21.6	100	19.0	123	24.6	102	20.1	90	16.9	113	21.0	92	17.1
合 計	319		345		380		459		496		508		526		554		537		525		501		507		533		537		537	
平均回数	3.47		3.60		3.78		4.05		4.19		4.12		3.84		3.81		3.89		3.88		4.21		3.98		3.68		4.04		3.93	

- 17 -

合格年次 (入所) 受験回数	昭49年度		昭50年度		昭51年度		昭52年度		昭53年度		昭54年度		昭55年度		昭56年度		昭57年度		昭58年度		昭59年度		昭60年度		昭61年度		昭62年度		昭63年度		平成元年度	
	合格者	比率	合格者	比率	入所者	比率																										
3回以内	205	41.8	188	39.8	17	39.5	12	26.7	13	26.5	104	21.6	92	20.9	87	19.2	96	21.2	87	19.4	79	16.4	103	21.5	86	17.4	93	18.5				
5回以内	381	77.6	357	75.6	33	76.7	28	62.2	35	71.4	253	52.5	210	47.7	224	49.3	235	51.9	227	50.7	222	46.0	231	48.2	214	43.4	216	42.9				
6回以上	110	22.4	115	24.4	10	23.3	17	37.8	14	26.6	229	47.5	230	52.3	230	50.7	218	48.1	221	49.3	261	54.0	248	51.8	279	56.6	287	57.1				
合 計	491		472		43		45		49		482		440		454		453		448		483		479		493		503					
平均回数	4.16		4.48		4.1		5.2		4.7		5.62		5.80		5.90		5.83		5.82		6.32		5.88		6.61		6.50					

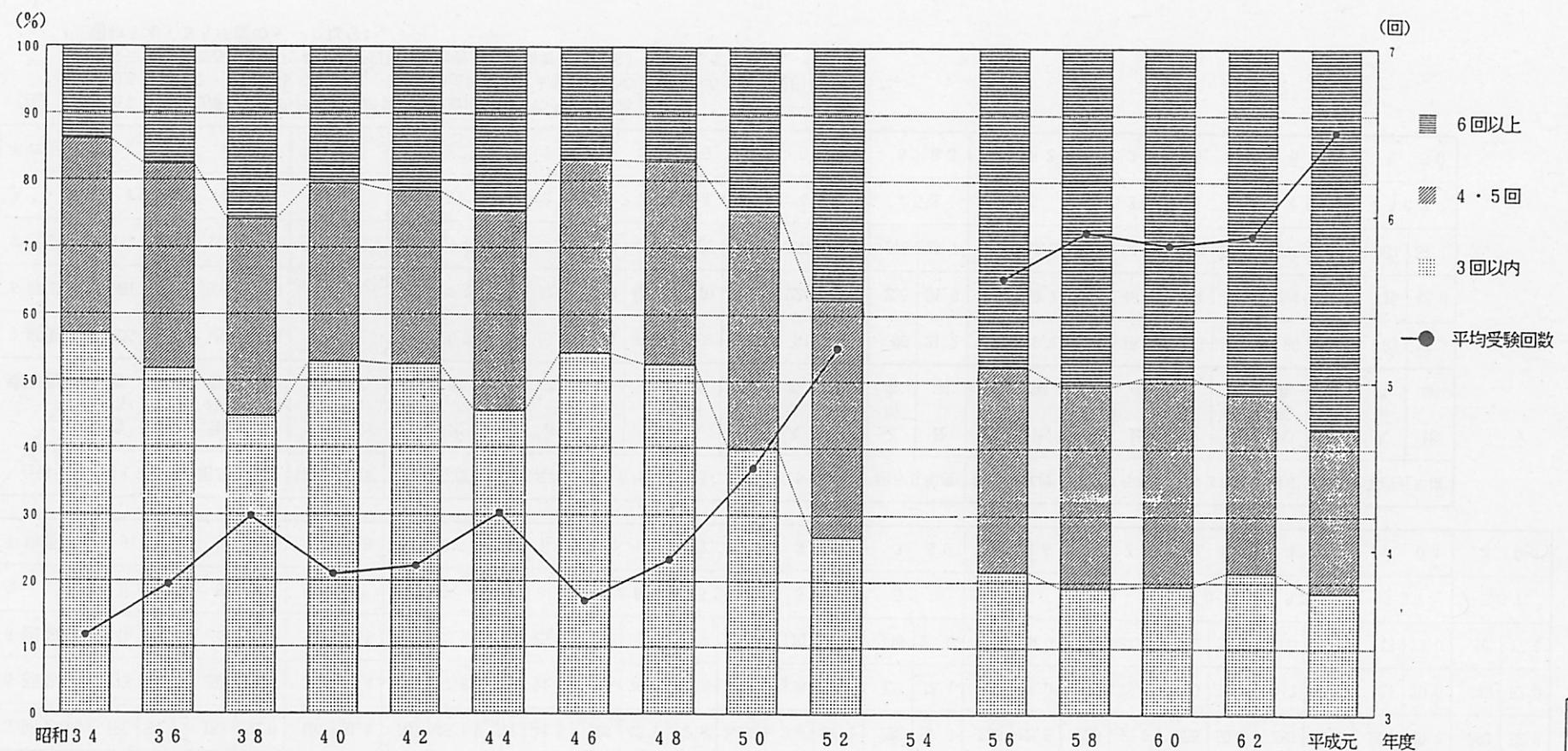
(注) 1 昭和51年度以降は、その年の司法研修所入所者についてのデータである。

2 昭和51・52・53年度の調査は、その年司法研修所に入所した者の10組中の1組を抽出して行った。

3 平成元年度の調査は、昭和59年度以前の合格者及び不明者分(9名)を除外して行った。

4 昭和54・55年度のデータはない。

司法試験合格者の受験回数別構成比と平均受験回数



- (注) 1 昭和52年度以降は、その年の司法研修所入所者についてのデータである。
 2 昭和52年度の調査は、その年司法研修所に入所した者の10組中の1組を抽出して行った。
 3 平成元年度の調査は、昭和59年度以前の合格者及び不明者分(9名)を除外して行った。
 4 昭和54年度のデータはない。

継続受験者の受験回数別・年齢別断念状況

(論文式試験 1000 番程度以内)

年齢 回数	24歳以下			25~29歳			30歳以上			計		
	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率
2回	93	15	16.13	17	1	5.88	9	1	11.11	119	17	14.29
3回	99	20	20.20	43	0	0.00	18	1	5.56	160	21	13.13
4回	42	4	9.52	60	3	5.00	12	1	8.33	114	8	7.02
5回	6	0	0.00	93	2	2.15	230	9	3.91	443	17	3.84
6回以上	0	0	0.00	113	4	3.54	175	8	4.57	288	12	4.17
計	240	39	16.25	326	10	3.07	444	20	4.50	1124	75	6.67

(論文式試験 1500 番程度以内)

年齢 回数	24歳以下			25~29歳			30歳以上			計		
	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率
2回	184	27	14.67	39	2	5.13	21	1	4.76	244	30	12.30
3回	184	33	17.93	80	1	1.25	28	2	7.14	292	36	12.33
4回	75	9	12.00	118	5	4.24	30	1	3.33	223	15	6.73
5回	13	0	0.00	396	12	3.03	461	15	3.25	870	27	3.10
6回以上	0	0	0.00	201	8	3.98	361	15	4.16	562	23	4.09
計	456	69	15.13	834	28	3.36	901	34	3.77	2191	131	5.98

(論文式試験 2000 番程度以内)

年齢 回数	24歳以下			25~29歳			30歳以上			計		
	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率
2回	290	40	13.79	59	3	5.08	30	1	3.33	379	44	11.61
3回	284	48	16.90	110	2	1.82	42	2	4.76	436	52	11.93
4回	114	13	11.40	160	6	3.75	47	4	8.51	321	23	7.17
5回	19	1	5.26	553	18	3.25	698	25	3.58	1270	44	3.46
6回以上	0	0	0.00	269	11	4.09	567	23	4.06	836	34	4.07
計	707	102	14.43	1151	40	3.48	1384	55	3.97	3242	197	6.08

(論文式試験 2500 番程度以内)

年齢 回数	24歳以下			25~29歳			30歳以上			計		
	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率	受験者	断念者	断念率
2回	415	58	13.98	88	4	4.55	49	1	2.04	552	63	11.41
3回	398	60	15.08	157	2	1.27	58	2	3.45	613	64	10.44
4回	145	17	11.72	206	8	3.88	56	5	8.93	407	30	7.37
5回	23	2	8.70	690	23	3.33	912	38	4.17	1625	63	3.88
6回以上	0	0	0.00	344	13	3.78	745	30	4.03	1089	43	3.95
計	981	137	13.97	1485	50	3.37	1820	76	4.18	4286	203	6.14

(注) 1 2回受験は昭和59・60、60・61、61・62、62・63年を、3回受験は昭和59~61、60~62、61~63年を、4回受験は昭和59~62、60~63年を、5回受験は昭和59~63年を、6回以上受験は昭和58~63年をそれぞれ合計して計上した。

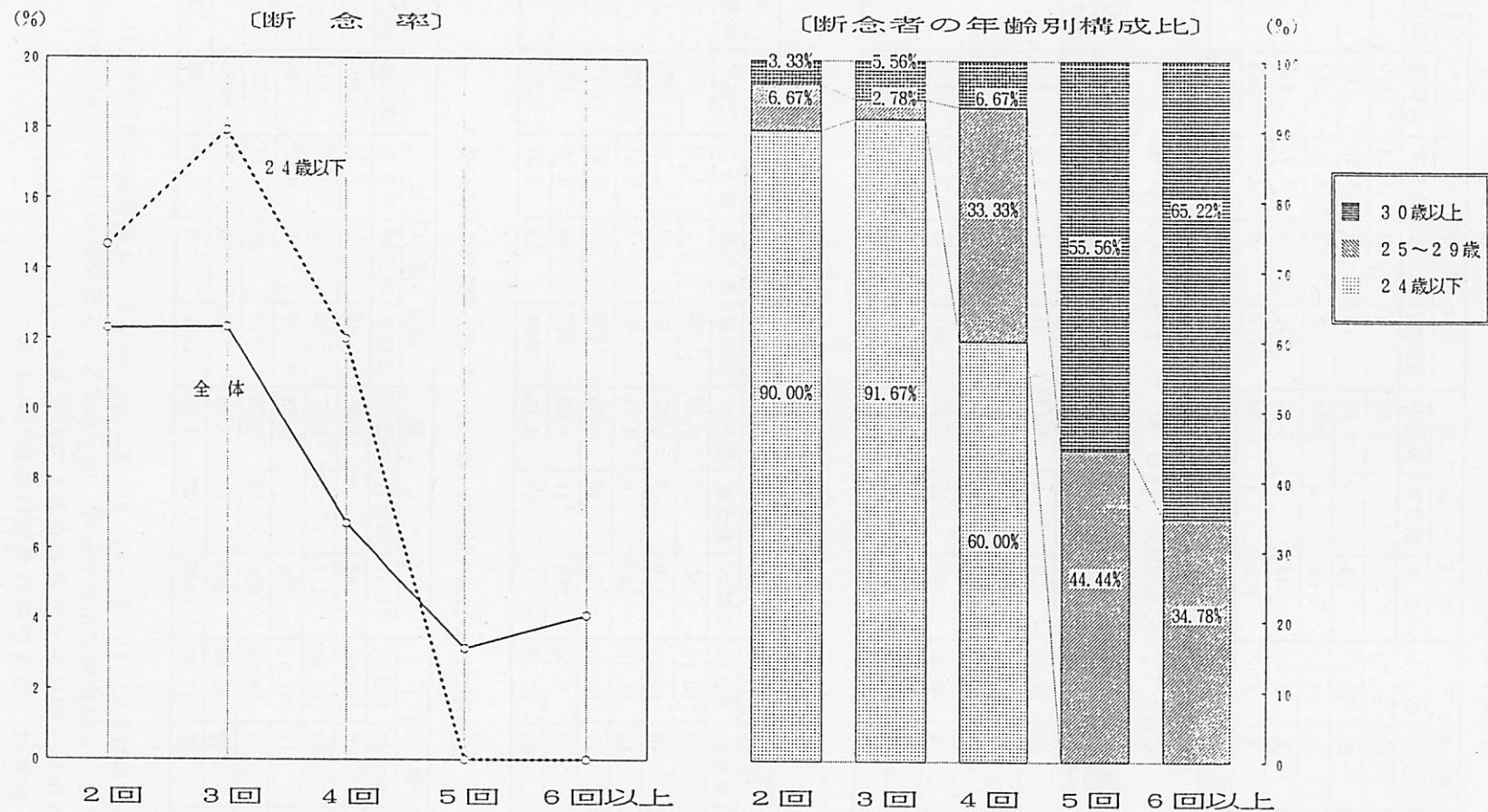
2 年齢・成績は、当該回数の受験時の区分による。

3 断念率は、受験者数に対する断念者数の割合(%)である。

4 上記受験者数は、連続して受験した者のうち、当該回数の受験時の合格者数を除いた人数である。

5 上記断念者数は、当該回数の最終受験を最後にして、その後受験していない者の人数である。

続 続 受 験 者 の 受 験 回 数 別・年齢 別 断 念 状 況
(論文式試験 1500 番程度以内)



- (注) 1 2回受験は昭和59・60、60・61、61・62、62・63年を、3回受験は昭和59~61、60~62、61~63年を、4回受験は昭和59~62、60~63年を、5回受験は昭和59~63年を、6回以上受験は昭和58~63年をそれぞれ合計して計上した。
 2 年齢・成績は、当該回数の受験時の区分による。
 3 断念率は、受験者数に対する断念者数の割合(%)である。
 4 上記受験者数は、連続して受験した者のうち、当該回数の受験時の合格者数を除いた人数である。
 5 上記断念者数は、当該回数の最終受験を最後にして、その後受験していない者の人数である。

〔合格者200人増だけを実施した場合の将来予測〕

	受験者数				合格者数				合格者の構成比			平均年齢	
	24歳以下	25-29歳	30歳以上	合計	24歳以下	25-29歳	30歳以上	合計	24歳以下	25-29歳	30歳以上	合計	受験者
昭和58年度	6,468	6,590	9,804	22,862	901	233	125	448	20.1%	52.0%	27.9%	27.89	30.12
昭和59年度	6,385	6,060	9,330	21,775	113	217	123	453	24.9	47.9	27.2	27.72	30.10
昭和60年度	6,392	5,898	9,536	21,826	97	227	162	486	20.0	46.7	33.3	28.39	30.28
昭和61年度	6,392	5,854	9,628	21,874	114	226	146	486	23.5	46.5	30.0	27.79	30.41
昭和62年度	6,887	6,030	9,749	22,666	94	219	176	489	19.2	44.8	36.0	28.30	30.28
昭和63年度	6,485	5,803	9,151	21,439	106	223	183	512	20.7	43.6	35.7	28.44	30.35
1年後	7,931	6,735	10,516	25,182	140	316	245	701	20.0	45.1	35.0	28.38	30.01
2年後	8,583	7,139	10,923	26,645	145	311	244	700	20.7	44.4	34.9	28.37	29.93
3年後	8,881	7,488	11,228	27,597	148	312	240	700	21.1	44.6	34.3	28.33	29.93
4年後	9,025	7,790	11,526	28,341	147	315	238	700	21.0	45.0	34.0	28.34	29.96
5年後	9,098	8,041	11,831	28,970	144	318	238	700	20.6	45.4	34.0	28.38	30.02
6年後	9,135	8,246	12,138	29,519	140	321	239	700	20.0	45.9	34.1	28.43	30.10
7年後	9,155	8,406	12,440	30,001	138	322	241	701	19.7	45.9	34.4	28.48	30.18
8年後	9,166	8,530	12,730	30,426	135	322	243	700	19.3	46.0	34.7	28.53	30.25
9年後	9,173	8,629	13,002	30,804	133	323	245	701	19.0	46.1	35.0	28.58	30.33
10年後	9,177	8,705	13,257	31,139	131	322	247	700	18.7	46.0	35.3	28.64	30.40
11年後	9,180	8,766	13,492	31,438	128	322	249	699	18.3	46.1	35.6	28.70	30.47
12年後	9,183	8,812	13,706	31,701	127	322	251	700	18.1	46.0	35.9	28.74	30.54
13年後	9,185	8,849	13,899	31,933	126	321	253	700	18.0	45.9	36.1	28.79	30.59
14年後	9,186	8,878	14,072	32,136	125	320	254	699	17.9	45.8	36.3	28.83	30.65
15年後	9,188	8,903	14,227	32,318	125	320	256	701	17.8	45.6	36.5	28.87	30.70
16年後	9,189	8,922	14,367	32,478	124	319	257	700	17.7	45.6	36.7	28.91	30.74
17年後	9,189	8,939	14,492	32,620	123	319	258	700	17.6	45.6	36.9	28.94	30.79
18年後	9,190	8,951	14,604	32,745	123	318	260	701	17.5	45.4	37.1	28.99	30.83
19年後	9,190	8,962	14,702	32,854	122	318	260	700	17.4	45.4	37.1	29.02	30.86
20年後	9,190	8,971	14,790	32,951	121	317	261	699	17.3	45.4	37.3	29.06	30.89

(注) 1 本表は、司法試験制度を変えることなく、合格者を200人増加させたと仮定した場合、受験者・合格者の年齢構成、平均年齢等が昭和63年度までの最近の司法試験と比較してどのように変化するかをマルコフ連鎖モデルによって予測したものである。

2 昭和58年度から昭和63年度までの数値は、実際の司法試験のデータであり、「1年後」以下の数値がマルコフ連鎖モデルによる推定値である。

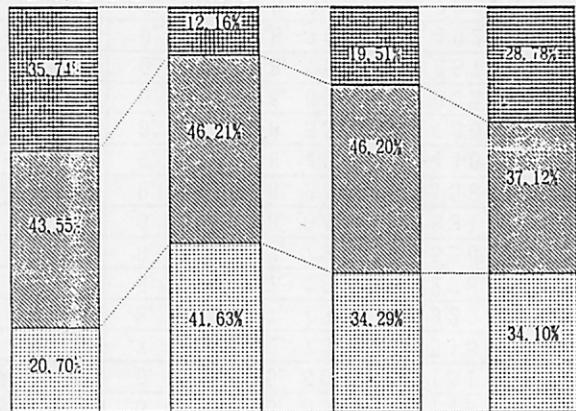
3 昭和58年度から昭和63年度の平均年齢の受験者欄は出願者の平均年齢を計上した。

受験回数制限又は合格枠制を実施した場合の年齢別・受験回数別合格者
〔昭和63年度論文式試験による試算〕

年齢構成	現実の合格者数	受験回数制限	合 格 枠 制						
			〔甲案〕			〔乙案〕			
			5回以内	5回以内	6回以上	合計	無制限枠	制限枠	合計
合計	512	699	559	138	697	502	193	695	
24歳以下 (構成比)	106 (20.70%)	291 (41.63%)	239 (42.75%)	0 (0.00%)	239 (34.29%)	106 (21.12%)	131 (67.88%)	237 (34.10%)	
25~29歳 (構成比)	223 (43.55%)	323 (46.21%)	260 (46.51%)	62 (44.93%)	322 (46.20%)	218 (43.43%)	40 (20.73%)	258 (37.12%)	
30歳以上 (構成比)	183 (35.74%)	85 (12.16%)	60 (10.73%)	76 (55.07%)	136 (19.51%)	178 (35.46%)	22 (11.40%)	200 (28.78%)	
平均年齢	28.44歳	25.85歳	25.69歳	30.63歳	26.67歳	28.39歳	24.90歳	27.42歳	

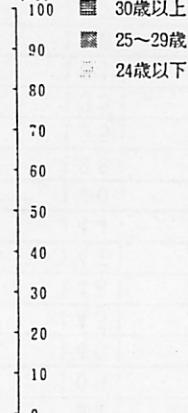
受験回数種別	受験回数						合計
	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
現実の合格者数 (構成比)	3 (0.59%)	28 (5.47%)	73 (14.26%)	73 (14.26%)	50 (9.77%)	285 (55.66%)	512
受験回数制限〔甲案〕 (構成比)	23 (3.29%)	96 (13.73%)	172 (24.61%)	199 (28.47%)	209 (29.90%)	—	699
合格枠制〔乙案〕 (構成比)	15 (2.15%)	78 (11.19%)	138 (19.80%)	168 (24.10%)	160 (22.96%)	138 (19.80%)	697
合格枠制〔丙案〕 (構成比)	3 (3.31%)	27 (13.81%)	68 (24.75%)	76 (10.94%)	55 (7.91%)	273 (39.28%)	502

年齢別合格者の構成比

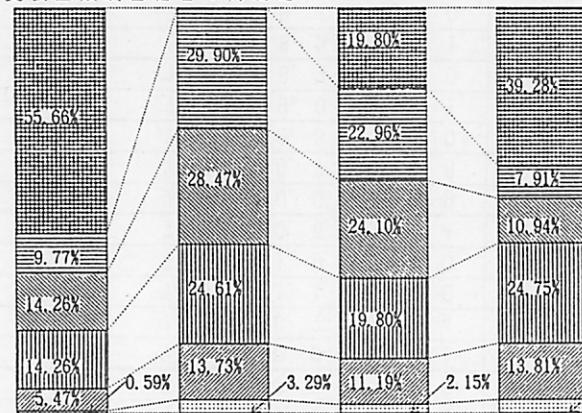


現実	〔甲案〕	〔乙案〕	〔丙案〕	受験回数制限	
				5回以内	無制限枠
				(559人)	(502人)
				6回以上	制限枠(3回)
				(138人)	(193人)
				両枠分離	無制限枠優先

(%)



受験回数別合格者の構成比

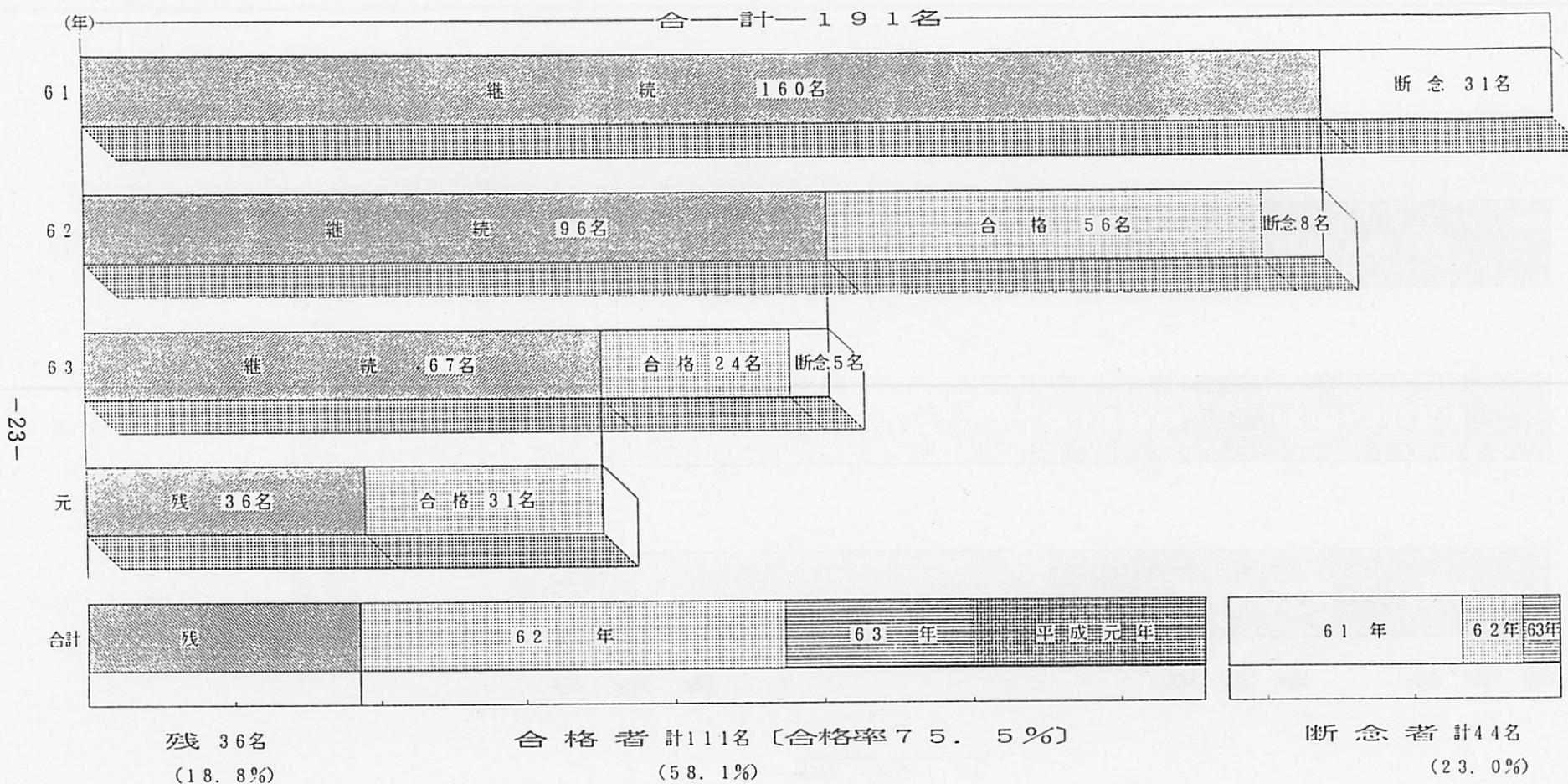


現実	〔甲案〕	〔乙案〕	〔丙案〕	受験回数制限	
				5回以内	無制限枠
				(559人)	(502人)
				6回以上	制限枠(3回)
				(138人)	(193人)
				両枠分離	無制限枠優先

(注) 1 甲案については、データの制約上、5年後に再度5回以内の受験をして合格する者は考慮していない。

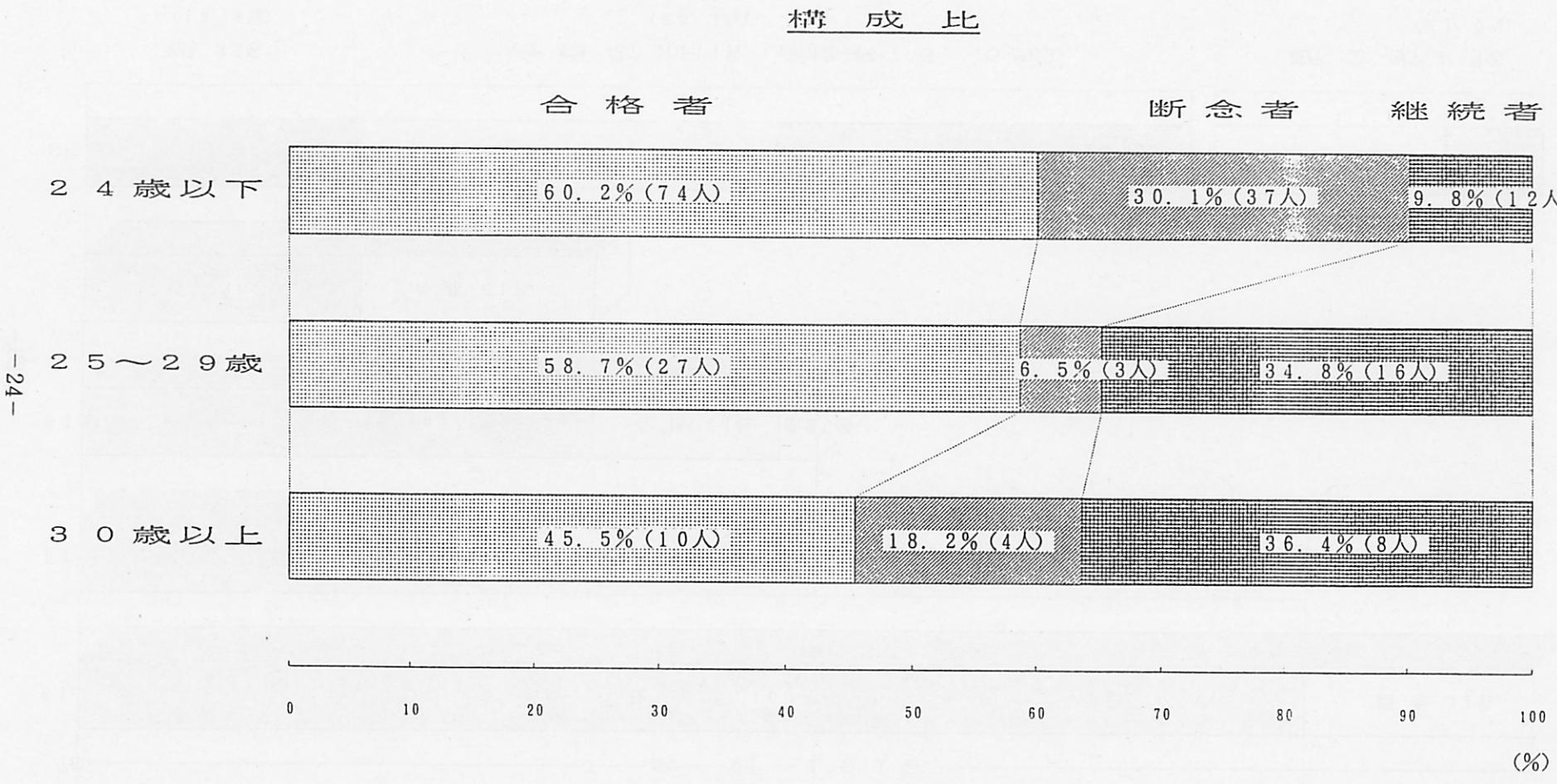
2 各案につき、合格者の数が基本構想記載の人数と若干異なるのは、同じ点数の者が複数名存在するためである。

合格枠制〔丙案〕による昭和61年度制限枠想定合格者（同年度不合格者）の
その後の合格・断念等の動向



(注) 上記想定は、他の資料と同様論文式試験の成績データに基づいて最終合格者を想定しているため、制限枠の想定合格者201人のうち現実には10人が昭和61年度に実格しているので、上表はその他の191人について、昭和62年度から平成元年度までの試験で実際にどのような動向であったかを追跡調査したものである。

合格枠制〔丙案〕による昭和61年度制限枠想定合格者（年齢階層別）の
その後の合格・断念等の動向



注 1 本資料は、〔資料9-①〕の合計欄の数を年齢構成別に見たものである。

2 年齢は昭和61年度の年齢による。